

業種の内容

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類		
特1	個人タクシー、個人貨物運送業者	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災則」という。)第46条の17第1号の事業	
特2	建設業の一人親方	労災則第46条の17第2号の事業	
特3	漁船による自営漁業者	労災則第46条の17第3号の事業	
特4	林業の一人親方	労災則第46条の17第4号の事業	
特5	医薬品の配置販売業者	労災則第46条の17第5号の事業	
特6	再生資源取扱業者	労災則第46条の17第6号の事業	
特7	船員法第1条に規定する船員が行う事業	労災則第46条の17第7号の事業	
特8	指定農業機械従事者	労災則第46条の18第1号口の作業	
特9	職場適応訓練受講者	労災則第46条の18第2号イの作業	
特10	家 内 労 働	金属等の加工、洋食器加工作業	労災則第46条の18第3号イ又はロの作業
特11		履物等の加工の作業	労災則第46条の18第3号ハの作業
特12		陶磁器製造の作業	労災則第46条の18第3号ニの作業
特13		動力機械による作業	労災則第46条の18第3号ホの作業
特14		仏壇、食器の加工の作業	労災則第46条の18第3号ヘの作業
特15	事業主団体等委託訓練従事者	労災則第46条の18第2号口の作業	
特16	特定農作業従事者	労災則第46条の18第1号イの作業	
特17	労働組合等常勤役員	労災則第46条の18第4号の作業	
特18	介護作業従事者及び家事支援従事者	労災則第46条の18第5号の作業	